

議会運営委員会記録

○開催日時

平成28年12月12日 午後2時38分～午後3時47分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	宮 里 兼 実
副委員長	持 原 秀 行	委員	福 元 光 一
委員	杉 菌 道 朗	委員	徳 永 武 次
委員	永 山 伸 一	委員	成 川 幸 太 郎
委員	井 上 勝 博		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

○その他議員

議 員 坂 口 健 太

○説明のための出席者

総 務 部 長	田 代 健 一	水 道 局 長	新 屋 義 文
総 務 課 長	平 原 一 洋		
文 書 法 制 室 長	堀ノ内 孝	選挙管理委員会事務局長	森 園 一 春
財 政 課 長	今 井 功 司		
		議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
市 民 福 祉 部 長	春 田 修 一	議 事 調 査 課 長	道 場 益 男

○事務局職員

事 務 局 長	田 上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議 事 調 査 課 長	道 場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
課 長 代 理	瀬 戸 口 健 一	議 事 グ ル ー プ 員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 選挙管理委員及び補充員の選挙について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）今日は、6点ほどの協議をお願いしてあります。きょうはもうお疲れでしょうから、早速始めていただきたいと思います。

終わります。

△陳情の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）まず、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

提出のあった陳情についてを事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）お疲れさまでございます。陳情が1件、招集日前の11月29日に提出をされております。提出者は本市にお住まいの武藤氏で、件名が川内原発の代替緊急時対策所と免震重要棟に関して九州電力に説明を求める陳情であります。

写しをごらんいただきたいと思いますが、陳情趣旨には、一つ目に黒四角でございますけれども、代替緊急時対策所の代替とは、何の代替なのかといったこと。それから二つ目の四角に、平成26年10月の日置市での説明会のときには、耐震支援棟をつくることが決まっていたのではないかといったことが、この陳情書には書かれております。

これまでに類似の陳情といたしまして、改選前に陳情が出されておりました。平成28年陳情第4号といたしまして、鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情というものでございましたけれども、そのときには、陳情の付託を受けました川内原子力発電所対策調査特別委員会の陳情審査で、九州電力からお二人の参考人招致をいたしまして、緊急時対策所を免震重要棟から耐震構造に変更した経過等についての説

明を受けております。陳情は、その後の9月定例会で不採択となっております。

請願・陳情につきましては、一度結論が出されたものでございまして、何度でも提出することが可能とされているものでございますけれども、本市では、陳情の取り扱いにつきまして、請願の例により処理するかどうかにつきましては、申し合わせにより議会運営委員会に諮って決定するとされておりますので、本陳情につきましても、付託の可否と、付託するとした場合には、付託先まで御協議いただくこととなります。

説明は、以上でございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）意見ですけど、もうこれについては、改選前と改選後、違いますので、原発の特別委員会に付託するということを意見として申し上げます。

○委員長（今塩屋裕一）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）それでは、本陳情は、付託先、川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）そういうことで御了承願います。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、受理陳情が1件ございます。先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第15号については、資料2-3、会期及び会期日程に記載のとおり、19日に開催予定の川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはと考えます。

次に、提出予定議案は、一般議案4件、予算関係議案10件の計14件であります。

資料2-2の付議事件一覧をごらんください。

議案第186号は、職員の給与に関する条例等の一部改正であり、本年8月の人事院勧告に準じて、職員の給料月額、初任給調整手当及び勤勉手当並びに特別職の職員及び議会議員の期末手当を改定するとともに、育児休業等の対象範囲を拡大するなど、所要の規定整備を図ろうとするもので、本案は12月15日の総務文教委員会に。

次に、議案第187号は、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事について、記載のとおり工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるもので、本案は12月16日の市民福祉委員会に。

次に、議案第188号は、公用車による交通事故に関し損害賠償の額を定めるため、地方公営企業法及び薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の規定により適用する地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

議案第189号は、入来温泉湯之山館の指定管理者として、新たに株式会社グッドスタッフを来年4月1日から平成34年3月31日まで指定しようとするものであり、以上の2件は、12月16日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはとを考えます。

次に、議案第190号から2ページの第199号までは、いずれも議案第186号に関連する補正予算議案であります。

議案第190号は、平成28年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託することとし、また議案第191号から第199号までの9件は、平成28年度の各特別会計及び水道事業会計に係る補正予算であり、それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはとを考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、最終日に専決処分報告2件が予定されているほか、選挙管理委員及び補充員の選挙も予定されております。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○総務課長（平原一洋）総務課でございます。よろしく申し上げます。

議案第186号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

議案つづりは、その2、186-1ページからになりますが、別冊の議会資料で説明させていただきますので、総務部関係の議会資料1ページをごらんください。

まず、改正の経緯、理由等でございますが、国家公務員の給与等に関する人事院勧告が本年8月8日に出されまして、これに係る法律が公布されたことに伴い、本市もこれに準じ、職員の月額給料等を改正するとともに、育児休業、介護休暇の取得条件等の一部を改正するものでございます。

2の改正する条例につきましては、職員の給与に関する条例外7条例を改正いたします。

3の改正の主な内容でございますが、まず初任給調整手当では、調整手当の限度額を月500円引き上げるもの。勤勉手当につきましては、勤勉手当の支給率を0.1引き上げるもの。給料表の改定につきましては、平均で0.2%を引き上げるものとなっております。

裏面をごらんください。扶養手当の改定につきましては、配偶者に係る扶養手当を6,500円に引き上げるとともに、子に係る扶養手当を1万円に引き上げるものでございます。

次に、特別職及び議員の期末手当につきましては、期末手当の支給率を0.1引き上げるものでございます。

次に、任期付採用職員の給与につきましては、1号給及び2号給を1,000円ずつ引き上げるものでございます。

最後に、育児休業及び介護休暇につきましては、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の対象となる子の範囲を拡大し、介護休暇では、介護休暇を3回まで分割取得が可能になり、介護のための1日の勤務時間を2時間短縮可能にするなど、育児休業、介護休暇等に係る制度を整備し、働き方改革や女性の活躍を推進するものでございます。

次に、実施時期でございますが、給料等につきましては、平成28年4月1日に遡及適用し、年内に差額を支給する予定でございます。

介護休暇等の勤務時間等につきましては、平成29年1月1日、扶養手当につきましては、平成30年4月1日とし、平成29年度は、経過措置により対応したいと考えております。

最後に、給与改定によります所要額等ござい

ますけれども、給料月額、期末勤勉手当のほか、
共済費等を合わせまして、一般会計、特別会計、
総額5,380万6,000円を所要額としており
ます。

なお、中日提案となった理由でございますが、
関係法令の公布が12月2日になされたこと。また
扶養手当の取り扱いで組合との協議が長引き、
組合との妥結が12月1日に至ったことが中日提
案の理由となっております。よろしくお願いま
す。

○財政課長（今井功司）では、議案第190号
から第198号までの各会計補正予算の概要につ
いて御説明いたします。

別冊となっております平成28年度薩摩川内市
各会計予算書を御準備いただきたいと思いま
す。第7回補正の予算書でございます。

130ページをごらんください。各会計歳入歳
出補正予算額調の表になります。

今回の補正は、一般会計と簡易水道事業を初め、
8特別会計の補正となっております。一般会計の
補正額は5,349万9,000円の増額、補正後
の額を557億2,633万3,000円とするも
のであり、特別会計はごらんのとおりであります。

今回の補正予算は、いずれの会計におきま
しても、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関
する法律等の一部改正に準ずる薩摩川内市職員の給
与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく
給与改定に伴い、所要の調整を行うものでありま
す。

では、一般会計につきまして補正予算の概要に
ついて御説明いたしますので、132ページの歳
出目的別の表をごらんください。

今回の補正では、議会費、総務費など、各費目
において必要に応じ給与改定に伴う職員給与費等
の増額を行うとともに、給与改定による各特別会
計の補正予算に伴い、それぞれに係る繰入金を増
額しております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

131ページでございます。

歳入では、繰入金において、職員給与費や繰出
金等の増額に対応するため、財政調整基金繰入金
を増額し、諸収入において、職員派遣に伴う甞島
敬老園からの派遣協定収入を増額しております。

これで、第7回補正に関する説明を終わります。

なお、公営企業会計であります水道事業会計に

おきましても、同様の補正を行っております。よ
ろしくお願いたします。

○市民福祉部長（春田修一）議案第187号川
内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事請負
契約の締結議案でございますが、今回、中日提案
になった理由について御説明させていただきたい
と思えます。あわせて議会資料のほうもごら
んいただきたいと思えます。

御案内のとおり川内クリーンセンターにつきま
しては、平成7年1月に稼働し、21年を経過し、
施設の老朽化、それに伴います維持管理経費も増
加傾向にあることから、施設の延命化を図るとし
たところでございます。

この施設の延命化事業におきましては、民間企
業の持つノウハウや創意工夫を活用するとともに、
価格だけでなく、維持管理運営のサービス水準等
を総合的に勘案する必要があることから、DBO
（公設民営）方式によります総合評価一般競争入
札を実施したところでございます。

詳細な経過につきましては、資料4のところに
記載してあるとおりでございますが、9月27日
に事業者を決定し、その後、10月14日に基本
協定を代表企業の三機化工建設株式会社及び株式
会社植村組と締結し、事業者におきましては、入
札条件に付してございますSPC（特別目的会
社）及び特定建設工事共同企業体の設立に着手し、
SPCは11月7日に、特定建設工事共同企業体
は11月16日に設立されたところでございます。

しかしながら、市は、事業者に基幹的設備改良
工事と管理運営業務を一括で発注するためには、
基本仮契約、建設工事請負仮契約、管理運営委託
仮契約の3本の仮契約でございます特定事業仮契
約を締結する必要がございまして、契約協議が終
了し、仮契約を締結したのが11月30日となっ
たところでございます。

このようなことから、議案の提出が初日とい
うことが間に合いません、中日に提案させていただ
きたいというものでございます。

以上でございます。

○水道局長（新屋義文）私のほうからは、議案
第188号損害賠償の額を定めるについて、まず
御説明いたします。

議案つづりの188-1ページ、それと、議会
資料では、位置図が示してございます。

事故の概要でございますが、188-3ページ

に記載してございますけれども、本件交通事故は、昨年の8月28日に樋脇町の市比野温泉入り口近くの県道川内加治木線上で発生したもので、スピードを緩めていた相手被害者の車に職員の運転する車が後ろから追突し、さらには相手車がその前方の車に追突した事故でございまして、昨年の第4回市議会臨時会におきまして、同件事故の物件損害に係る損害賠償の議案を議決していただいたところでございますけれども、今回、治療費等に係る損害賠償の額を定めるものでございます。

事故後、被害者の方は、外傷性頸部症候群等の治療やリハビリを続けてこられました。治療等が終了したことから、記載の治療費、通院費、休業補償、慰謝料等に係る協議を行いまして、このたび協議が整いましたことから、議案を提出させていただいたところでございます。

本件事故は、昨年の8月25日に発生しました台風15号災害の長期間の停電等に伴いまして、職員が昼夜を問わず対策に奔走している中で事故でございましたけれども、事故を発生させないよう職員の職務、労務管理に細心の注意を払わなければならないと反省したところでございますし、これを受けまして、本年1月に凍結に伴う漏水事故等がございましたけれども、この反省をもとに職員体制を整えたところでございましたので、今後とも事故のないよう取り組んでまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

それと、議案第189号について、中日提案となった理由について若干御説明をいたします。さきの9月議会で指定管理に向けた条例改正をさせていただいたところでございますが、その後、指定管理の募集を行い、11月7日までの募集期間でございましたが、その後、11月25日に選定委員会をさせていただいたところで、初日提案ができなかったところでございます。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）議案の職員の給与についての議案なんです。他市では、こういった議案を一般職員と、それから特別職、それから議員の議案を別個に出して、判断するというをやっているところもあるんですね。だから、一般的な職員の給与の問題についての議案と、それから特別職議員とのやっぱり考え方が少しく違ってくる

んではないかと思うんですよ。

それは、前、そういうことで、他市がそういうことをしているんだがというお話をしたことがあったんですが、本市では、そういう他市の例にならなくて、やっぱり分割するべきではないだろうかというふうに思うんですけども、当局のお考えをお聞かせ願えませんか。

○総務課長（平原一洋）特別職並びに議員については、別条例にすべきではないかというお問い合わせでございます。

本件の条例の給与条例等の一部を改正する条例の制定のお願いでございますけど、それにつきましては、提案理由にもございまして、人事院勧告に伴う措置として一括で審議をしていただきたいということで、一括の条例とさせていただいておりますが、今後、議員のおっしゃるとおり、別の上程もしている他市の条例もあれば、そちらのほうは、またそちらの情報等も聞き入れながら、またさせていただきたいと思っております。今回はこの条例でさせていただきたいと思っております。

○委員長（今塩屋裕一）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり執り行うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時 開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△選挙管理委員及び補充員の候補者について

○委員長（今塩屋裕一）次に、選挙管理委員及

び補充員の選挙についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） それでは、資料3-1と3-2、一緒にごらんいただきたいと思ひます。

まず、資料3-1でございますけれども、選挙管理委員と補充員に関する候補者についてでございます。こちらに関しては、最終日に選挙を行う予定で事務を進めてございます。

候補者につきましては、3-2のとおり調整をいたしておりますので、本日御協議いただきたいというものでございます。

補充員に関しましては、順位づけも御確認していただきたいというものでございますが、3-2の上のほうの表に、まず選挙管理委員の候補者のお名前等を記載し、その後ろのほうには、経歴等を添付してございます。

まず、選挙管理委員の4名の選挙管理委員でございますが、村原氏、山下氏、坪久田氏の3名におかれましては、これまで選挙管理委員をされてきた方ございまして、継続となります。一番下にあります鈴木清美さんにつきましては、今回選挙管理委員を新たに候補者として上げた方ございまして、経歴につきましては、5ページに掲載してあるとおりでございます。

それから、資料3-2の下のほうの表が補充員でございますが、第1順位から第4順位までつけてございます。第1順位の矢野信之さんは、今回初めて候補者として上げた方でございます。履歴につきましては、6ページに掲載をされている方でございます。

それから、第2順位の鍋倉氏と第3順位の中島さんにつきましては、前回は補充員をお願いした方でございます。

それから、第4順位の樋渡美位子さんにつきましては、略歴、履歴につきましては、最後の9ページに添付をしてあるとおりでございます。

それから、資料3-1のほうに戻っていただきまして、ゴシックの2番目になりますが、選挙の方法について記載してございます。

選挙につきましては、投票又は指名推選のいずれかの方法かになりますけれども、どちらの方法で行うかは、御協議いただきたいというものでございます。

ちなみに、これまでは、指名推選により指名を

していただいております。指名をされる方につきましては、議会運営委員長の職にあります議員の方から指名推選という形で行っていただいております。

それから、3番目の選挙後の手続についてでございますが、議会で選挙人が決定いたしましても、御本人の承諾がなければ確定いたしませんので、議長のほうから該当者に対して文書または口頭により告知をし、当選の承諾を得る必要が出てきます。

具体的には、議長のほうから当選の旨の文書をお送りしまして、御本人が承諾されるか、不承諾かということで、議長までに通知をいただくこととしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありました。まず候補者の選考を行いますので、ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時4分休憩

~~~~~

午後3時4分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一） ここで、本会議に戻します。

それでは、選挙管理委員及び補充員候補者並びに順位は、資料のとおりとし、本委員会委員長職である私の指名推選により選挙することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時 5分休憩

~~~~~

午後3時29分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一） ここで、本会議に戻します。

△地方議会議員の厚生年金への加入を求め

る意見書の提出について

御苦労さまでした。

○委員長（今塩屋裕一） それでは、ここで地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを日程に追加し、これを議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一） 御異議がありませんので、本件を日程に追加し、これを議題とします。

本件の趣旨については、お手元に配付してあります。本件は、全国市議会議長会からの依頼文書に記載のとおりであります。

それでは、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（今塩屋裕一） 意見書案を書記に朗読をさせます。（朗読内容は省略、巻末に意見書案を添付）

○委員長（今塩屋裕一） それでは、この意見書案について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一） 御意見はありませんので、本委員会としてこの意見書案を本会議に提出することで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、文言等の軽微な変更については、委員長に一任願います。

以上で、本件を終了します。

○委員長（今塩屋裕一） ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後3時34分休憩

~~~~~

午後3時47分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一） ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一） 以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。皆さん、

【卷末資料】

意見書案

発議第 号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会
議会運営委員会
委員長 今 塩 屋 裕 一

提 案 理 由

地方創生の実現に向け地方議会の果たすべき役割が重要となる中、全国的に地方議会議員のなり手不足等が深刻な問題となっており、地方議会における人材確保等を図るための法整備が強く求められている。

については、国会及び関係行政庁に対し、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める
意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められております。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会

における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 今塩屋 裕一